

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則を公布する。

平成22年3月17日

京都市長 門川大作

京都市規則第75号

京都市情報公開・個人情報保護審査会条例施行規則

(合議体)

第1条 京都市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の合議体ごとに合議体の長を置く。

2 合議体の長は、会長が指名する。

3 合議体の長は、当該合議体の事務を掌理する。

4 合議体の長に事故があるときは、あらかじめ合議体の長の指名する委員がその職務を代理する。

第2条 合議体は、合議体の長が招集する。

2 合議体の長は、会議の議長となる。

3 合議体は、その合議体に属する委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 合議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 合議体の長は、合議体の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を審査会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 審査会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定め

る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)